

小型無人機等飛行禁止法について

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）第10条第1項の規定により、防衛大臣が指定する対象防衛関係施設の敷地又は区域及びその周辺おおむね300メートルの地域の上空においては**小型無人機等の飛行が禁止**されています。

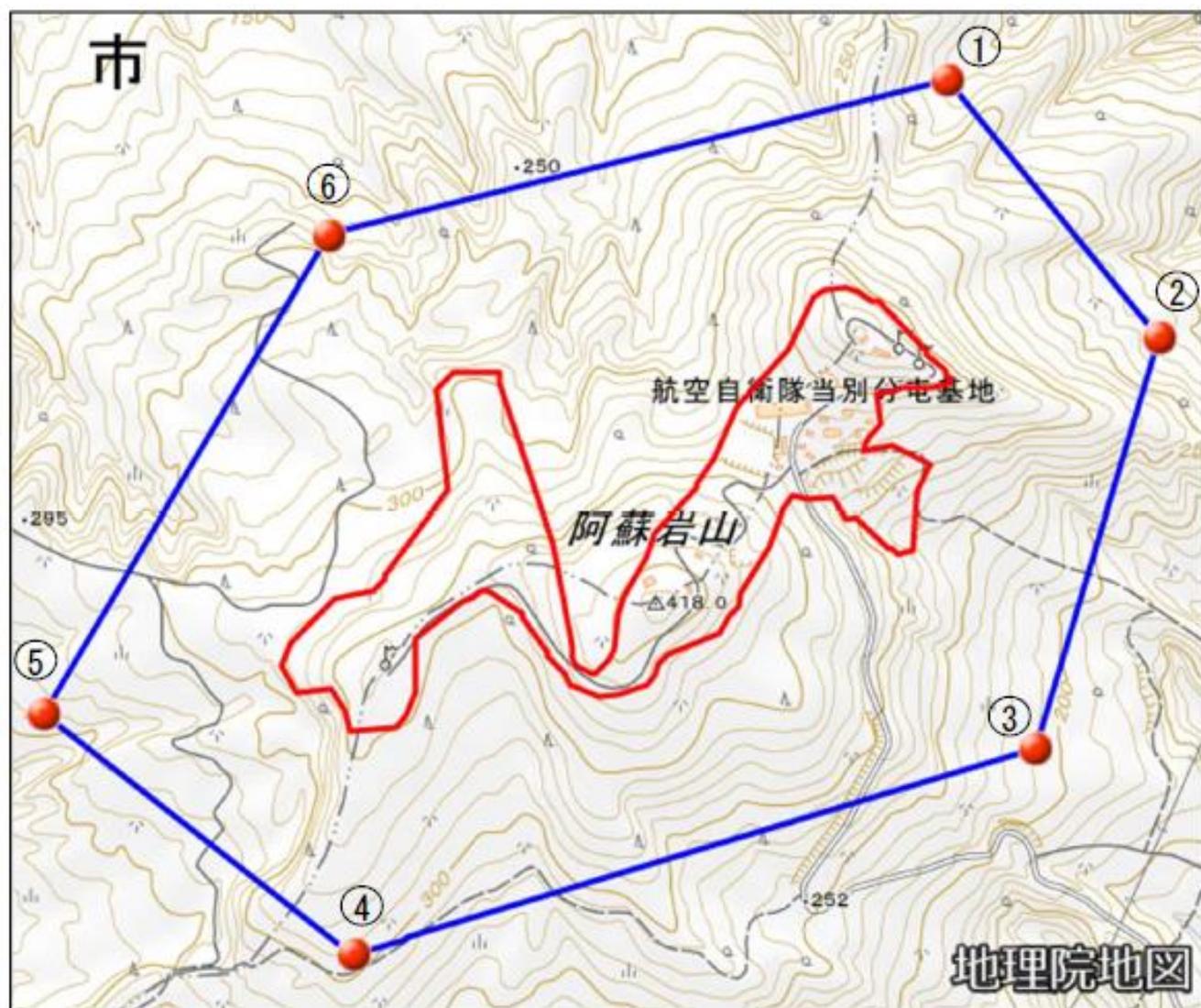
航空自衛隊当別分屯基地の対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺区域は、以下の図のとおりです。

航空自衛隊当別分屯基地

対象防衛関係施設の所在地	北海道石狩郡当別町	字弁華別番外地
対象防衛関係施設の区域	北海道石狩郡当別町	字青山（次の図面に示す部分に限る。）
	北海道石狩市	厚田区望来及び八幡町俊別（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域	一 北緯四十三度十八分五十九秒、東経百四十一度三十一分三十八秒の点 二 北緯四十三度十八分四十四秒、東経百四十一度三十一分五十五秒の点 三 北緯四十三度十八分二十秒、東経百四十一度三十一分四十五秒の点 四 北緯四十三度十八分八秒、東経百四十一度三十分五十秒の点 五 北緯四十三度十八分二十二秒、東経百四十一度三十分二十五秒の点 六 北緯四十三度十八分五十秒、東経百四十一度三十分四十八秒の点
備考	一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。 二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。	

航空自衛隊当別分屯基地周辺地域

(北海道石狩郡当別町字弁華別番外地)



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しております。また、地図上に記載した区域を示す線はデータ作成上の誤差を含んでいます。そのため、区域の概略の位置を示す参考図として御利用ください。なお、対象施設の区域及び対象施設周辺地域に御不明な点がある場合には、対象施設の管理者にお問い合わせください。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域

